

# 神奈川県歯科医師会、静岡県歯科医師会、山梨県歯科医師会

## 災害時等の相互応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県歯科医師会（以下「甲」という。）、静岡県歯科医師会（以下「乙」という。）及び山梨県歯科医師会（以下「丙」という。）のいずれかの県内において、地震等をはじめとして、次の各号に掲げる災害又は事態（CBRNE災害を含む。以下「災害等」という。）が発生し、当該県の歯科医師会（以下「被災県歯科医師会」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、当該県以外の県歯科医師会による広域応援活動（以下「応援」という。）を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
- (2) 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同法第22条第1項に規定する緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

### (応援県歯科医師会の決定等)

第2条 被災県歯科医師会からの要請に基づき、他の県歯科医師会は、協議の上、被災県歯科医師会の応援を中心となつて行う県歯科医師会（以下「応援県歯科医師会」という。）を決定し、応援体制の調整を行うものとする。

### (応援要請手続等)

- 第3条 応援を必要とする被災県歯科医師会は、災害等の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により被災県の災害対策本部に連絡すると共に、同意を得た上で、応援県歯科医師会に対して、また必要に応じて日本歯科医師会に対して、応援を要請する。なお、応援要請後、後日速やかに正式な文書を提出するものとする。
- 2 応援県歯科医師会は、日本歯科医師会の応援を必要と認めたときは、日本歯科医師会に応援を要請する。
  - 3 応援県歯科医師会は、被災県歯科医師会から応援要請を受けたときは、速やかに実施しようとする応援内容を調整した上で、被災県災害対策本部及び被災県歯科医師会に通知するものとする。
  - 4 警察庁又は各県警察から身元確認班の出動を要請されたときは、各県歯科医師会は速やかに出動する。

### (情報の共有)

第4条 甲乙丙は、応援を行う場合における提供可能な支援物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

### (応援の種類等)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 支援物資及び資機材の提供
  - (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
  - (3) 人員の派遣
  - (4) 歯科医療支援の実施及びその他の役務の提供
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県歯科医師会は平素から関係機関等と十分

な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

### (経費の負担等)

第6条 応援に要した経費は、災害等の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費も含めて、原則として応援県歯科医師会の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災県歯科医師会が公費の支給を受けた時は、該当する応援に要した費用を応援県歯科医師会に弁償するものとする。

### (物資等の携行)

第7条 応援県歯科医師会は、被災県歯科医師会の要請により人員の派遣をする場合には、派遣人員自らが消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

### (資料の確認)

第8条 甲乙丙は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年7月1日現在の応援に必要な資料を相互に確認するものとする。

### (合同訓練)

第9条 甲乙丙は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、当番県を中心に合同して様々な災害等を想定した対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

### (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

### (前協定の廃止)

第11条 甲乙丙が平成22年1月31日付けで締結した「災害時における相互応援に関する協定」は、廃止する。

### (その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は特に協議の必要なものが生じた場合には、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙三者署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月30日

甲 一般社団法人 神奈川県歯科医師会 会長

松井 貞三

乙 一般社団法人 静岡県歯科医師会 会長

柳川 忠廣

丙 一般社団法人 山梨県歯科医師会 会長

三森 幹夫